

法学部法律学科 学位授与の方針

法学部法律学科は、所定の課程を修め、かつ具体的に下記の6つの学修成果をあげた者に対して、学士(法学)を授与します。

<学修成果(教育目標)>

1. 法学に関する基礎知識を修得することにより、身近な事例を法学的視点から捉えることができる。
(基礎知識)
2. 法学に関する応用知識を体系的に修得することにより、発展的な問題に対して法学的視点から取り組むことができる。(応用知識)
3. 法学的思考を身につけることにより、様々な物事を論理的、客観的、批判的、かつ公正に自らの頭で考えることができる。(法学的思考)
4. 法学的思考に基づいて、多様な事象の中から新たな課題を発見し、その解決方法を考えることができる。(課題の発見・解決)
5. 法学的思考に基づいて形成した自らの意見を、思考の過程とともに他者に示し、説得することができる。(主張・説得)
6. 法学特有のバランス感覚及び倫理観を基に、他者と協調しながら、法学に関する知識と技能を実社会において応用する素地を形成することができる。(主体性・協働性・応用力)